

「新規就業者等定着支援事業」Q & A

令和8年4月8日暫定版
 (公社)岐阜県森林公社
 森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
全体	要件として、労働力調査への報告実績が必要とされています。これは、起業1年目の事業体は助成対象外という理解でよいでしょうか。	助成対象となる事業実施主体は、県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体となっています（当該年度調査（前年度実績）の報告があって、現在継続して森林整備事業等を実施している林業事業体とする）。ただし、県が実施する林業労働力調査への報告実績がない場合は、誓約書（第1号様式）の提出をもって補助対象事業者とすることができます。
	他の助成金等を活用する場合でも助成対象となるでしょうか。	他の助成金等を活用する場合は対象外となります。なお、「安全講習受講に対する支援」については受講する講習ごと、「新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付」については、就業者ごとに見て他の助成金等を受けていなければ対象となります。
	任意団体でも助成対象となるでしょうか。	新規事業体に対する自立支援金の給付については対象外となります。それ以外のメニューについては、林業労働力調査において前年度実績（もしくは、誓約書（第1号様式）の提出）があることのほか、県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規定を有する団体であれば対象となります。
	2月15日を超えた分の実績については対象外でしょうか。	対象外となります。
	実績書については、提出時期が案内されるのでしょうか。	実績書の提出時期については、森のジョブステーションぎふホームページで案内するほか、事業要望書提出事業者に対して、事前に文書でお知らせする予定としています。
安全講習受講に対する支援	事業体の中で森林整備部門と土木部門がある場合、土木部門の担当者が受講した講習でも対象にできるでしょうか。	県の行う林業労働力調査の対象者（過去1年間に30日以上林業に従事）であれば、対象となります（林業労働力調査で報告をお願いします）。
	講習に必要なテキスト代なども対象となるでしょうか。	対象となります。
	複数の支出項目がある請求書等において一括して値引きがされている場合、助成金の額はどのような扱いになるのでしょうか。	原則として、当該値引き分は支出項目ごと請求額の按分によって事業費を減額して計算するものとします。
	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業で助成を受ける者が受講する安全講習は対象外でしょうか。	同じ安全講習に対して、他の助成金等と当事業の両方の助成を受けることはできません。
	森林組合職員が受講する場合も対象になるでしょうか。	県の行う林業労働力調査の対象者（過去1年間に30日以上林業に従事）であれば、対象となります（林業労働力調査で報告をお願いします）。
	採用1年目の者しか対象にならないのでしょうか。	助成対象一覧に記載されている安全講習を受講する場合は、受講者の採用年数に制限はありません。
	安全講習の日程が複数日に跨ることで、事業対象期間を超えてしまう場合は助成の対象外となるのでしょうか。	対象期間内に受講を開始しているもので、かつ最終の実績書提出期限までに講習を修了し、実績書の提出が可能である場合は助成の対象とします。なお、対象期間以外で実施される安全講習については、助成の対象外となります。

「新規就業者等定着支援事業」Q & A

令和8年4月8日暫定版
 (公社)岐阜県森林公社
 森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
	「その他知事が特別に認めるもの」について、業務に必要不可欠であれば誰でも対象となるのでしょうか。	「その他知事が特別に認めるもの」については、県が判断するため別途ご相談ください。
	安全講習等受講に対する支援は、雇用計画書を作成していないアルバイト等は助成対象となるのでしょうか。	現在は臨時雇用（アルバイト）であっても、今後その会社に本人が就職を希望し事業主が雇い入れる意思がある事業体など、就業者の確保・定着につながるものであれば、対象講習が「労働安全衛生法及び同規則に基づくもの並びに厚生労働省通知によるもの」は助成金の対象となります。 その場合は、雇用主から必ず法令で定められた「労働条件通知書」がアルバイト雇用者に書面で出されていること、また県内で林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道等の作設・補修）に年間30日以上従事するアルバイト雇用者で、県が実施する林業労働力調査へ必ず講習を受講する者を記載し報告してください。 ※実績書提出時に労働条件通知書（写）の提出をお願いします。
	「作業計画の作成のための安全衛生教育」は、「その他知事が特別に認めるもの」に該当するか。	チェーンソーを用いた伐木等作業や作業系木材伐出機械作業を行う場合には、作業計画を作成することが労働安全衛生規則第151の89及びR2.1.31基発0131第1号（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン）に定められています。当該研修は、上記の計画書作成のための研修であり、現場作業の安全かつ効率的な作業を促進させるための研修であると考えられるため、該当します。
	ハーネス（安全帯）は、対象となるか。	高所での作業で滑落防止措置が困難な時は、労働者に滑落制止器具を使用させることが事業者には義務付けられています。また、安全講習等受講に対する支援の中で、当該器具を使用した特別教育の受講を認めていることから、安全装備品についても対象とします。 ただし、滑落制止器具は林業では使用用途が少ないと考えられることから、事業体として何の作業に使用するか等の購入理由を記入したものを提出していただくと不正な購入等につながらないかと思えます。なお、滑落制止用器具は、関係法令等で認められているものに限りです。
	樹木医は対象となるか。	対象となりません。 新規就業者等定着支援事業の内新規就業者定着支援に記載されている補助対象事業は、「対象となる講習は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づくもの並びに厚生労働省通知等によるものとする。」とあります。樹木医の資格は、労働安全衛生法等の講習に該当するものではなく、事業内容にもある「安全かつ効率的に作業を行うために必要な資格」でもないことから対象外となります。

「新規就業者等定着支援事業」Q & A

令和8年4月8日暫定版
 (公社)岐阜県森林公社
 森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
	ベーシックアーボリストトレーニング（BAT）は、対象となるか。	対象となる講習は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づくもの並びに厚生労働省通知等によるものであり、安全かつ効率的に作業を行うために必要な資格、講習等を助成することで森林技術者の確保及び定着を図ることも目的としています。従いまして、「ベーシックアーボリストトレーニング」は、作業に必要な資格というよりスキルアップのための講習になるため、対象外となります。
	試用期間中の職員に資格を取得させた場合、その費用は補助対象となるか。	正職員であれば補助対象となる場合があります。ただし、当該職員が事業体において継続的に就労する意思を有していること、また事業主側においても本採用を前提とした雇用継続の意思が認められることなど、職員の人材確保および定着促進につながる取組であることが必要です。
造林保育の指導費用に対する支援 (共通)	実績書に添付する書類は、登記の届出ではダメでしょうか。	登記事項証明書をお願いします。
新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付	令和4年度中に設立から5年を超える場合、5年目までの期間について助成を受けることができるのでしょうか。	そのとおりです。
造林保育の指導費用に対する支援	外部講師の指導に要する経費の内訳を示す必要はありますか。	内訳書及び通帳の写しなど外部講師へ支払った経費がわかる書類を提出願います。
	外部講師の林業経験年数が10年以上であることを示す書類は必要ですか。	必要ありません。
	外部講師の指導日が確認できる書類とは具体的に何でしょうか。	日報やレポート、デジタル写真に記載される日付などを提出願います。
	デジタル写真とは何ですか。	デジタルカメラで撮影した写真のことです。
	研修状況のデジタル写真は、何枚必要になりますか。	枚数に指定はありませんが、要件（外部講師と研修受講者が確認できること）を満たすデジタル写真を添付してください。
	費用の支援は1回限りなのでしょうか。	外部講師による造林保育指導費用の支援については、年間合計40人日を上限として複数回に分けての実施も可能です。また助成対象となる要件を満たした5年以内の事業体で、造林保育事業を拡大(増班、増員、新規採用)する場合は、複数年支援を受けることが可能です。
	外部講師による造林保育指導費用の支援について、宿泊が発生した場合は、宿泊費も助成額計算の経費に含めてよいか。	経費計算に宿泊費を含めて問題ありません。ただし、注意点として、仕事の都合上宿泊をしなければならない（講師が遠方に居住しているなど社会通念上宿泊する合理的な理由が認められるなど）又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限ります。なお、宿泊費の上限額は県の旅費規程の9,800円までとし、宿泊したことが確認できる書類（領収書等）を提出してください。

「新規就業者等定着支援事業」Q & A

令和8年4月8日暫定版
(公社)岐阜県森林公社
森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
様式	金額は税抜きで入力するということでしょうか。	そのとおりです。
	実績書に添付する口座振込依頼書は、毎回添付する必要がありますか。	複数のメニューで実績書を提出する場合、口座振込依頼書は1部のみで差し支えありません。また、前年度または前期までに本助成金の支給を受けている場合、口座振込依頼書の提出は不要です（口座が変更となる場合を除く）。